

佐賀市CM審査委員会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀市CM方式工事実施試行要領（平成17年10月1日施行。以下「要領」という。）第3条第2項の規定に基づき、佐賀市CM審査委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) CM方式対象工事とすることの適否
- (2) CMRに委託するマネジメント業務の内容の決定
- (3) CM方式対象工事における工事の分離・分割方法の決定
- (4) CMRの発注方法の決定
- (5) CMR候補者を選定するための基準の決定
- (6) プロポーザル提出要請書又はプロポーザル説明書の審査
- (7) 指名型プロポーザルにおけるプロポーザル提出要請者の選定
- (8) プロポーザル提案の評価及びCMR候補者の選定（要領第12条又は第17条第2項の規定によるヒアリング（以下「ヒアリング」という。）の実施を含む。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、CM方式対象工事に関し必要な事項

(委員会の組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 事業担当（CM方式対象工事の目的物の担当をいう。以下同じ。）の部長、副部長、課長及びCM方式対象工事の目的物に係る専門的知識を有する職員（以下単に「職員」という。）
 - (2) 工事担当（CM方式対象工事の目的物の工事の担当をいう。以下同じ。）の副部長及び課長
 - (3) 契約検査課長
 - (4) その他委員長が必要と認めた職員
- 2 委員会に委員長及び副委員長2名を置く。
 - 3 委員長は、事業担当の部長をもって充てる。
 - 4 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
 - 5 副委員長は、事業担当の副部長及び工事担当の副部長をもって充てる。
 - 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、副委員長がその職務を代理する。
 - 7 第1項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めた場合は、外部の学識経験者等を委員とすることができる。

8 事業担当の課長は、委員会の会議を開催するまでに、事業担当の職員を様式第1号により委員長に報告する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要の都度招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(プロポーザル提案の審査方法等)

第5条 委員会は、様式第2号により事業担当の部局等からプロポーザル提案の審査の依頼を受けたときは、その内容を審査し、様式第3号により事業担当の部局等へその審査結果（ヒアリングの対象者の選定結果を含む。）を通知する。

2 委員会は、各委員が様式第4号により評点し、様式第5号により集計した結果、最高得点を得たプロポーザル提案を提出したものをCMR候補者として選定するものとする。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、随時に関係職員を委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

(秘密を守る義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(責務)

第8条 委員は、プロポーザル提案を提出したものに対していかなる援助も行ってはならない。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、事業担当の課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。